



平成 28 年 5 月 11 日

【照会先】

茨城県商工労働観光部労働政策課
課 長 寺嶋 常文
室長補佐 肥後 琢也
(電話番号)029-301-3645

茨城労働局職業安定部職業安定課
課 長 栗原 智子
地方労働市場情報官 神原 恵子
(電話番号)029-224-6218

報道関係者 各位

茨城県雇用対策協定に基づく平成 28 年度実施事業計画の策定について

今般、茨城県知事と茨城労働局長は、平成 28 年 3 月 24 日に締結した「茨城県雇用対策協定」に基づき、平成 28 年度実施事業計画を策定したので公表します。

本協定は、茨城県と茨城労働局が、中長期的に茨城県内の労働力人口が減少する中にもあっても、茨城県の活力を維持し持続的な発展を図っていくため、それぞれの強みを生かして雇用面での連携を一層深化させ、雇用対策や地方創生に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として締結したものです。今日の実施事業計画は、雇用対策法施行規則に定める雇用施策実施方針に相当しますので、茨城労働局では、本年度より同協定に基づく実施事業計画を雇用施策実施方針としています。

* 添付資料

- ① 茨城県雇用対策協定（協定書本体）
- ② 平成 28 年度実施事業計画

茨城県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、茨城県と厚生労働省茨城労働局（以下「茨城労働局」という。）が、中長期的に茨城県内の労働力人口が減少することが見込まれる中であっても、茨城県の活力を維持し持続的な発展を図っていくため、それぞれの強みを生かして雇用面での連携を一層深化させ、雇用対策や地方創生に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 茨城県及び茨城労働局は、前条の目的を達成するため、双方協議し、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として、別に毎年度策定するものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等を実施するため、茨城県及び茨城労働局は共同で運営協議会を設置するものとする。

(要請等)

第3条 茨城県知事及び茨城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 茨城県知事及び茨城労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、茨城県及び茨城労働局が相互に提供する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、茨城県及び茨城労働局は協議し定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、茨城県知事及び茨城労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月24日

茨城県知事

橋本 昌

厚生労働省茨城労働局長

中屋敷 勝也

茨城県雇用対策協定 平成28年度実施事業計画

1 目的

中長期的に茨城県内の労働力人口が減少することが見込まれる中であっても、茨城県の活力を維持し持続的な発展を図っていくため、それぞれの強みを生かして雇用面での連携を一層深化させ、雇用対策や地方創生に関する施策を総合的かつ効果的に実施する。

2 重点事項

(1) 本県における安定した雇用の創出

- ① 若者の雇用の安定と経済的自立の支援
- ② 女性が活躍できる環境づくり
- ③ 高齢者の活躍推進
- ④ 障害者の雇用促進

【主な目標】

- ① 若年者正規雇用者割合、学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数
- ② 女性が働きやすい企業が参加する説明会における就職件数、くるみん及びプラチナくるみん認定企業数
- ③ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合
- ④ 障害者の実雇用率(民間企業)

(2) 本県への新しい人の流れをつくる

- ① 県外からの人材の還流促進
- ② 地元産業への人材の定着促進

【主な目標】

- ① 県外大学等卒業者の県内企業等への就職内定者数
- ② 県内大学卒業者の県内企業等への就職割合

(3) 公共職業訓練の効果的な実施のための更なる連携

- ① 公共職業訓練受講者に対する就職支援に関する連携の強化

【主な目標】

- ① 公共職業訓練(離職者訓練)の訓練修了3か月後の就職率

(4) 働き方改革

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

【主な目標】

仕事と生活の調和推進のための行動指針で定められた次の目標

- ① 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
- ② 年次有給休暇取得率

3 分野別の事業内容

(1) 本県における安定した雇用の創出(若者、女性、高年齢者、障害者の雇用促進)

① 若者の雇用の安定と経済的自立の支援

【平成28年度の取組と茨城県と茨城労働局との連携事項】

新規学卒者等の就職状況は改善しているものの、引き続き、新卒者・既卒者に対する就職支援やフリーター等に対する正規雇用の実現に向けた取組を強化する。

- ア 新卒者等就職・採用応援本部を開催しての地域の実情に応じた新規学卒者等の就職・採用支援に係る企画・調整
- イ 茨城県知事、茨城県教育長、茨城労働局長等からの求人要請の実施による企業における一層の採用機会の拡大
- ウ 就職面接会等の共同開催を通じた新規学卒者等に対する積極的な参加の働きかけによる就職支援
- エ 県内各ハローワークと県就職支援センターとの連携強化による就職支援の強化
- オ 若者応援宣言企業及び若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)の周知及び普及拡大
- カ 学卒ジョブサポーター等による新卒者等に対する職場定着支援等の推進
- キ 県内ハローワーク・わかものハローワークと県就職支援センターが連携したフリーター等の正規就労の支援の実施
- ク 地域若者サポートステーションの活動を支援することによる若年無業者の職業的自立の推進
- ケ 企業におけるキャリアアップ助成金等の活用促進のための茨城県と茨城労働局が共同して周知・広報を行うなどの取組強化
- コ 新卒未就職者に対して、就職支援事業を周知し、誘導することによる早期の正規雇用での就職の促進。

【目標数値】

- ・ 学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数 5,185件(平成28年度)
- ・ 若年者正規雇用者割合 65.7%(平成29年度までに)

② 女性が活躍できる環境づくり

【平成28年度の実績と茨城県と茨城労働局との連携事項】

女性が意欲と能力に応じて働きやすい職場環境を整備し、女性の継続就業や職域の拡大及び管理職登用等その活躍推進を図るとともに、マザーズコーナー等において、出産・子育て等で離職した女性への再就職支援を強化する。

- ア 女性の活躍推進関係施策連携企画会議における情報の交換と協力
- イ 仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の情報や保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供
- ウ 労働局(ハローワーク)が保有する求人情報等の茨城県への提供
- エ 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めている均等関係法令及び両立支援等助成金の周知・徹底に関する協力
- オ 企業におけるポジティブ・アクション取組推進等に関する茨城県への情報提供
- カ 女性活躍推進法の施行に基づき義務化される行動計画の周知と認定に向けた働きかけ
- キ 子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に対する「くるみん認定」及び「プラチナくるみん認定」に向けた支援
- ク 出産・子育て等で離職した方等への再就職支援として、ハローワーク(水戸所・日立所・古河所)内のマザーズコーナー及びいばらき就職・生活総合支援センター内のマザーズ応援窓口を中心とした担当者制による個別支援や託児付きセミナーの実施
- ケ 女性が働きやすい企業が参加する企業説明会の開催

【目標数値】

- ・ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率 88.5%以上(平成28年度)
- ・ くるみん認定企業37社・プラチナくるみん認定企業 3社(平成28年度末)
- ・ 女性が働きやすい企業が参加する企業説明会等での就職件数 20人(平成28年度)

③ 高年齢者の活躍推進

【平成28年度の取組と茨城県と茨城労働局との連携事項】

65歳までの雇用確保措置の確実な実施と65歳を超えても働きたい高年齢者のニーズに応じた就業機会の確保

ア 茨城県と茨城労働局による高年齢者雇用確保に係る経済団体等へ要請行動の実施

イ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の更なる普及推進のための茨城県と茨城労働局による企業訪問

ウ 県内ハローワーク及び生涯現役支援窓口と県就職支援センターが連携した就職支援の実施

エ 元氣いばらき就職面接会等の開催による、高年齢者と企業のマッチングの促進

オ 特定求職者雇用開発助成金及び高年齢者雇用安定助成金の活用促進

【目標数値】

- ・ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合 79.5%(平成28年度)
- ・ ハローワーク紹介による高年齢者の就職件数 8,034件以上(平成28年度)

④障害者の雇用促進

【平成28年度の取組と茨城県と茨城労働局との連携事項】

平成27年6月1日現在の障害者の実雇用率が1.83%と法定雇用率を大きく下回っていることを踏まえた一層の障害者雇用の促進

- ア 茨城県と茨城労働局による障害者の雇用確保に係る経済団体等へ要請行動の実施
- イ 茨城県と茨城労働局による法定雇用率未達成企業への要請行動の実施～「障害者雇用促進PRキャンペーン」の展開
- ウ 障害者就職面接会等を共同開催することによる法定雇用未達成企業への参加の積極的な働きかけ
- エ 地域の関係機関が連携した「チーム支援」の一層の推進
- オ 雇用の分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について、制度の周知などの円滑な施行
- カ 「障害者トライアル雇用奨励金」等各種助成金の活用のための周知

【目標数値】

- ・ ハローワーク紹介による障害者の就職件数 前年度実績以上(平成28年度)
- ・ 障害者の実雇用率(民間企業) 2.00%以上(平成31年度までに)

(2) 本県への新しいひとの流れをつくる(UIJターン・地元定着の支援)

- ① 県外からの人材の還流促進
- ② 地元産業への人材の定着促進

【平成28年度の実績と茨城県と茨城労働局との連携事項】

本県では、高校生の大学進学者の約8割、県内大学生の就職者の約6割が県外に流出しており、若者の人口流出は、地域経済の縮小を招くおそれがあることから、新規学卒者等の人材の県内へのUIJターン及び県内定着を促進する。

- ア 大好きいばらき就職応援“くらぶ”による就職情報等の発信と大学側のニーズの把握
- イ 茨城県内企業の魅力をアピールするインターンシップの開催・周知
- ウ 県外学生向けの合同面接会や魅力発見バスツアー等の開催・周知
- エ 大好きいばらき就職応援サイトによる就職情報等の発信
- オ 県内学生向けの学内企業セミナーやバスツアーの開催周知
- カ UIJターンの促進に向けた学生の保護者への情報発信
- キ 大学等の就職支援担当者と企業人事担当者の連携強化を目的とした「大学等と就職・採用担当者との交流会」を開催し、両者の相互理解を深めての学生の地元企業への応募機会及び企業の採用機会の拡大
- ク 新卒応援ハローワーク・わかものハローワーク等における利用者への上記イベント等に関する情報提供

【目標数値】

- ・ 県外大学等卒業生の県内企業等への就職内定者数 137人(平成28年度)
- ・ 県内大学等卒業生の県内企業等への就職割合 43.7%(平成28年度)

(3) 公共職業訓練の効果的な実施のための更なる連携

① 公共職業訓練受講者に対する就職支援に関する連携を強化

【平成28年度の取組と茨城県と茨城労働局との連携事項】

公共職業訓練ニーズを踏まえた適切な訓練コースの設定、公共職業訓練が必要な求職者に対する適切な受講あっせん、公共職業訓練受講者に対する就職支援に関する連携を強化する。

ア ハローワークが把握している求人者及び求職者の訓練ニーズの茨城県への提供、県立産業技術専門学院(あるいは、ジョブカフェいばらき)における、ハローワークよりオンライン提供を受けた求人情報の活用推進

イ 地域のニーズに即した訓練コースを設定するため、地域訓練協議会での協議・検討を踏まえた訓練実施計画の策定及び効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施

ウ 公共職業訓練が必要な者に対する周知・誘導を推進するため、県立産業技術専門学院や訓練実施施設とハローワークの連携による訓練説明会の開催、公共職業訓練への適切な受講あっせん及びハローワーク職員の専門性向上と訓練内容の理解を深めるための訓練実施施設の見学・意見交換会の開催

エ 県立産業技術専門学院とハローワークの連携による訓練受講中から終了までの公共職業訓練(離職者訓練)受講者に対する就職支援の強化

【目標数値】

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練)の修了3か月後の就職率 70%(平成28年度)

(4) 働き方改革

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進

【平成28年度取組と茨城県と茨城労働局との連携事項】

労働者が、職業生活の各段階において、家庭生活、地域活動等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、意欲と能力を発揮できる環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進する。

ア 働き方改革・労働環境改善協議会の充実

イ 長時間労働削減に向けた働き方改革の推進を図るための、管内主要企業の経営トップ等に対する定時退社日の設定や年次有給休暇の取得促進等の働きかけの強化

ウ いばらきワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施

エ ワーク・ライフ・バランス取組支援セミナーの開催

【目標数値】

- ・ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%に近づけるための取組(平成32年度までに)
- ・ 年次有給休暇取得率を70%に近づけるための取組(平成32年度までに)